

伊丹市固定資産評価審査委員会条例及び伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市固定資産評価審査委員会条例及び伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部改正に伴う規定整備等を行うため。

伊丹市固定資産評価審査委員会条例及び伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

（伊丹市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第 1 条 伊丹市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「の各号」を削り，同条第 3 項中「前項各号」を「前項」に改める。

第 11 条中「この条においてて」を「この条において」に改め，同条第 2 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に，「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

（伊丹市手数料条例の一部改正）

第 2 条 伊丹市手数料条例（平成 12 年伊丹市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中第 77 号及び第 77 号の 2 を削り，第 77 号の 3 を第 77 号とする。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から，第 2 条の規定は公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。